

社会福祉法人 信愛会 ピュット

指定共同生活援助（介護サービス包括型）重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条 77 条の規定に基づき、文書により説明を行うものです。『社会福祉法人 信愛会 ピュット』は、入居者に対して共同生活援助（介護サービス包括型）を提供します。施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1.事業者の概要

名 称	社会福祉法人信愛会
所 在 地	宮崎県宮崎市高岡町内山 2407 番地 3
電 話 番 号	0985-82-0196
代表者氏名	理事長 辰元信
設 立 年 月	1976 年 5 月

2.事業の目的と運営の方針

種 類	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所
事業所の目的	利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場に立った地域生活援助サービスを提供する。
事業所の名称	ピュット
管理者名	小松裕子
サービス管理責任者	谷口俊博
事業所の運営方針	利用者が自立を目指して、地域で日常生活を営むことができるよう、利用者の心身等の状況や環境に応じて、共同生活住居において食事を提供するとともに、日常生活上の援助を実施する。
事業所の所在地	宮崎県宮崎市高岡町飯田 2 丁目 15 番地 5 号
主たる対象者	知的障がい者 精神障がい者 身体障がい者（肢体不自由・内部障がい）
電話番号/FAX 番号	電話 080-9304-4718 FAX 信愛会本部 (0985) 82-0326
事業開始年月日	令和 5 年 4 月 1 日
利用総定員	7 名

3.サービスにかかる設備等の概要

(1) 居室の概要

居室の概要	室数	居室面積	設備	構造
個室（1人部屋）	7室	10.82 m ²	照明器具、クローゼット、冷暖房設備、 煙感知器、防災カーテン	木造枠組壁工法

(2) 居室以外の概要

施設設備の種類	設備類・その他
キッチン	ガスコンロ、冷蔵庫、電子レンジ
収納庫	利用者専用冷蔵庫
1F 食堂	テーブル、椅子、テレビ、プロジェクター
浴室・脱衣所	1カ所
トイレ	利用者専用 1F：1カ所、2F：1カ所 職員専用 1カ所
洗濯場	全自動洗濯機 1F：1カ所 2F：1カ所
2F 共有スペース	テレビ、ソファ
相談室 兼 事務所	テーブル、椅子、トイレ、シャワー室、非常災害通報装置

4.職員の配置状況

(1) 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1				1		
生活支援員	2		1		1		
世話人	3		1	2			

(2) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（15：00～17：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
世話人	正規の勤務時間帯（16:00～9:00）（9:00～16:00）

5.サービスの概要

(1) 訓練等給付費から給付されるサービス

訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下の通りです。なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「指定共同生活援助(介護サービス包括型)利用契約書第4条により作成する個別支援計画に基づくものとします。

(2) 基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食事	栄養バランス、入居者の身体の状態、希望や嗜好を考慮した食事を職員が手作りし、ご提供します。特別な食事を希望されるときは、実費となります。 ≪食事時間≫朝食（午前 7 時 00 分～ 8 時 00 分） 夕食（午後 17 時 30 分～18 時 30 分） ※昼食でお弁当必要な場合は 400 円です。

(3) 日中活動、社会生活にかかわる支援

種類	内 容
日中活動	日中、指定自立訓練・生活訓練事業所や指定就労継続支援事業所等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連携し、利用者の活動を支援します。
余暇活動	月に 1 回、グループホームの行事としてイベントを計画します。（花見やドライブ・買い物・外食）。地域で行われる行事などの情報を提供します。施設ではプロジェクター、カラオケマイク、ネットテレビが使用できます。土日を中心として、各種イベントを不定期に開催予定です。

相談及び助言 日常生活援助	利用者の心身の状況や生活環境等の的確な把握に努めます。利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助を行い常に連携を図ります。
情報提供 地域生活移行	社会参加を図る一環として、個別に有益で必要な情報を利用者へ提供に努めます。休日の地域イベントやグループホームの余暇支援の利用促進。 利用者、ご家族の意思を尊重し、事業者は市町村等の他、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努め、地域生活への移行を支援致します。
郵便物等の取り扱い	ご本人宛に届きました郵便物につきましては、ご本人と一緒に開封させていただき、必要に応じて事務手続きを代行いたします。その他重要な封書につきましてはご自宅へ転送させていただくことがあります。また、ご家族、ご親族から届きました小包につきましても、原則ご本人と一緒に開封し中身を確認させていただきます。

(4) 保健医療にかかわる支援

種類	内容
健康管理	世話人、生活支援員等により観察、予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
服薬・通院・治療	ご本人の状況に応じて適切な支援をし、服薬の管理をします。 月に2回程度の受診、送迎、付添は実費のみ請求いたします。 嘱託医師以外の医療機関への受診より専門科への受診が必要と判断された場合、受診が継続になる場合や遠方への受診等は、ご家族やその他福祉サービス等に対応していただく場合があります。

(5) 協力医療機関

かかりつけ医療機関	医療機関名：医療法人社団高信会 辰元病院 診 療 科：内科、循環器内科、放射線科、リハビリテーション科 主 治 医：辰元 信 所 在 地：〒880-2224 宮崎市高岡町飯田 2089-1 電 話 番 号：0985-82-3531
緊急連絡先	氏 名：小松裕子 役 職：管理者 電 話 番 号：090-6776-6311

(5) 訓練給付等対象外サービス利用料金

サービス内容	金 額
家 賃	29,500 円 ※1
食 費	24,000 円～36,000 円 ※2 (30 日計算)
水道光熱費	実費 ※3
日 用 品 費	3,000 円
管 理 費	3,000 円
外出同行費	状況に応じて実費 ※4
レンタル料	月 800 円～

上記の所定料金は、経済状況の変化などにより時価に照らして、適切な額に変更する事があります。
その場合、変更を行う 2 か月前までにご説明いたします。

また、下記のサービスについても訓練等給付費の給付対象とならないため、サービスの提供を希望される場合には、各々にてサービス料の精算を行っていただきます。

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用（特別な娯楽の提供など）
- ②訓練等給付費とならない日常生活上の諸費用
- ③個別医療にかかるサービス費用、器材費用など

※1.家賃補助制度・・・家賃額 1 万円を限度に補助する制度（補足給付）

生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯の方が対象となります。

月途中の入居/退去の場合、家賃額は利用日数割合での負担となります。

注：入院及び外泊期間中は、月額料金の負担となります。

※2.昼食は、希望がある際はお弁当をご準備します。（朝 300 円 昼 400 円 夕 500 円）

お食事のキャンセルは事前連絡となり、サービス利用日の 1 日前までに申し出のない場合は、食費料金をお支払いください。ご利用分は、月末集計し清算となります。

※3.月途中の入居/退去の場合、水道光熱費は利用日数割合での負担となります。

注：入院及び外泊期間中は、月額料金の負担となります。

注：個人使用電気料については、按分にて実費請求します。

※4. 通院や買い物等は、原則として月 2 回程度となります。事前の申し込みが必要です。

(6) 利用料金のお支払方法

訓練等給付費等自己負担額及び訓練等給付費等対象外サービス料金は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、請求書が届いた月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

入居時や退去時など1 か月に満たない期間のサービスについては、利用日数に基づいて計算し、ご請求いたします。

①当事業所窓口にて現金支払い ②指定口座への振込み

宮崎銀行 高岡支店 社会福祉法人信愛会 グループホームピュット 普) 1 3 3 1 6 4
--

※領収証：利用者から利用料金の支払いを受けた際、領収証を発行いたします。但し、銀行振り込みの場合は、振込み書を領収証とみなしますが、必要に応じて領収証も発行いたします。

(7) 事故と損害賠償について

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに家族及び各市町村に連絡し必要な措置を講じます。

【例：事故発生時の流れ】

事故発生 ⇒ 家族・市町村へ連絡 ⇒ 病院等の確認（救急搬送時は無し） ⇒ 受診し家族・市町村へ状況連絡 ⇒ 医師の判断による予後の措置 ⇒ 事故の原因検討、改善の取り組み ⇒ 家族・市町村への結果連絡

サービスの提供にあたって、自己の責に帰すべき事由により損害を与えた場合には、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、契約者に過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(8) 個人情報保護について

個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、契約者の個人情報保護に努めるものとします。

(9) 人権擁護及び虐待防止のための措置について

事業所は、利用者に対し身体拘束の禁止及び精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。また、事業所では虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

(10) 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書に基づく非常災害時対応マニュアルに従い、安全な非難に努めます。
非常災害訓練	1年に2回以上実施予定です。
防災設備	自動火災報知機・誘導灯 消火器・ガス漏れ報知器

(11) 苦情の受付について

①当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受付いたします。

ご利用相談窓口	窓口担当者：管理者（小松 裕子） ご利用時間：毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30 土曜日 9：00～12：20 電話番号：090-6776-6311（小松） 第三者委員：谷口 俊博、梶田 啓、黒木 正司 苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。
---------	--

②行政機関その他苦情受付期間

所在施設：宮崎県福祉総合センター 運営適正化委員会

所在地：〒880-0007 宮崎県宮崎市原町 2-22

電話：0985-60-0822

6.ご利用の際に留意いただく事項及び禁止事項

居室・設備・器具の利用	居室、設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所をお願いします。建物内は全館禁煙です。 また、飲酒は節度を持ってされるようお願いいたします。
金銭、貴重品の管理	金銭は基本的に、利用者自身の管理になります。自己管理が難しい方は、月に 20,000 円程度のお小遣い管理は致します。その際はお小遣い帳で週ごとに管理します。通帳管理は別途 3,000 円で有料です。 その他貴重品は、ご自身の責任において管理していただきます。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
動物同伴	施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者にご相談ください。
健康維持・協力医療機関以外の医療機関への受診	健康診断、医療にかかる検査は特別な事情がない限りお受けください。 より専門への受診が必要と判断された場合、受診が継続になる場合や遠方への受診等は、身元保証人様に対応していただく場合があります。
衛生保持	事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
防災対策	火災予防の規律に関しては、特に注意を払い、必ずお守りください。
外出外泊	【外泊について】 ・原則月 1 回（1 泊 2 日）、正月、お盆時期の帰省承認。（3 日間） 【外出について】 ・基本的に土日を活用してください。
その他	事業者及び職員、第三者への誹謗・中傷は禁止、また利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。 その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。
	退所後は速やかに持ち込み物品をお引き取りください。残置物を引き渡す場合は、実費をいただきます。

* 入居の際に、施設の規則・規律・契約内容等を遵守するという「誓約書」に御本人に、身元保証人の署名・捺印をいただき、誓約いただきます。

令和 年 月 日

指定障がい者福祉サービス共同生活援助事業所「ピュット」におけるサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：ピュット

説明者職名：

氏 名： ⑩

私は、サービス利用(契約の締結)にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定共同生活援助（介護サービス包括型）の提供開始に同意履行いたします。

利用者住所： _____

利用者氏名： ⑩

(代筆者氏名： _____ 続柄： _____)

[身元保証人]

住 所： _____

氏 名： ⑩